

相談支援無料
働き方改革を
サポートします!

中小企業・小規模事業者等に対する 働き方改革推進支援事業

趣旨・目的

本事業は、厚生労働省委託事業で、令和3年度は（一社）滋賀経済産業協会が受託して「滋賀働き方改革推進支援センター」を開所しています。

中小企業・小規模事業者の皆様の働き方改革、労務管理全般に関するお悩み解決のお手伝いをします。

該当する☐があればご相談ください。

- 正社員と非正規社員との間に待遇格差があるがその理由を説明することができない
- 従業員の長時間労働を削減するにはどうしたらいいか
- 36協定の書き方がわからない
- 従業員の有給休暇の取得がなかなか進まない
- 就業規則を見直したいが、どのようにすればいいのかわからない
- どのような助成金があるのか具体的に知りたい
- コロナ関連の助成金について知りたい

滋賀働き方改革推進支援センター（開所日時：平日9：00～17：00）

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21（5F）滋賀経済産業協会内

フリーダイヤル 0120-100-227 FAX 077-526-3577

支援内容

- センター相談
支援センターに社労士等の専門家が常駐し、電話・来所・メール相談に応じます。
- セミナー
各種団体の総会や研修会に無料で講師を派遣し、働き方改革に関する講演を行います。
- 出張相談会
県内の商工団体等にて、出張相談窓口を開設します。
※HPに出張相談窓口の開設日程を掲載しています。
- 企業訪問支援
希望される企業へ社労士等の専門家が訪問し、支援を行います。
相談支援無料